



別居中の夫婦の生活費、 配偶者に支払ってもらえる？

東京リベルテ法律事務 弁護士 東 麗子

結婚13年目のAさんは、毎日夫と喧嘩が絶えず、たまりかねて別居をすることにしました。しかし、Aさんは結婚を機に専業主婦になったため、現在パートを探してはいますが、生活費が足りません。夫は、「自分で勝手に出て行ったくせに生活費なんか支払わない!」と言って生活費を渡してくれません。夫から生活費を支払ってもらえないのでしょうか。

◆——解説

婚姻している夫婦は、婚姻費用といって、婚姻から生ずる費用を分担しなければいけません（民法760条）。この婚姻費用とはいわゆる生活費のことを指し、別居していても婚姻しているのであれば、この分担義務は生じます。Aさんのところのように、妻が専業主婦、あるいはパートで働いていて、夫がサラリーマンというような場合には、夫の収入の方が高いことが多いので、夫が、Aさんの生活費の不足分について、分担しなければいけません。

夫は、Aさんが勝手に出て行ったのだから婚姻費用を支払わない、と言っているということですが、婚姻していることを理由として分担義務が生じているので、別居の原因やどちらが出て行ったかなどは問わず、離婚が成立するまでは婚姻費用の支払義務が生じます。

婚姻費用は収入の多い当事者（「義務者」といいます）から、収入の低い当事者（「権利者」といいます）に支払われ、支払う金額は、義務者と権利者の収入によって決まります。裁判所が、ホームページで、義務者と権利者の収入に基づく大まかな婚姻費用の算定表を公開しています（https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/H30shihou_houkoku/index.html）。個別の事情もありますので、この算定表が絶対的なものではありませんが、参考として利用されています。

Aさんが、この算定表に基づいて金額を計算し、

夫に対して婚姻費用の支払いを請求しても、夫が任意で支払わない場合は、家庭裁判所に調停の申立てをすることもできます。婚姻費用の問題であれば、調停の申立てはそれほど難しくありません。

婚姻費用分担調停の申立てをする場合、相手方の住所を管轄する家庭裁判所に対して行います。調停を申し立てると、双方から収入に関する客観的な資料を提出したうえで、調停委員が間に入って話し合いをすすめます。もし、話し合いで決まらなかった場合には、審判に移行し、裁判所が、提出された資料をもとに、婚姻費用の金額を決めます。

調停や審判で婚姻費用を支払うことが決まったにもかかわらず、義務者側が婚姻費用を支払わない場合には、家庭裁判所から「履行勧告」という督促をもらうか、「履行命令」（履行命令の場合は、正当な理由なく義務者が支払わない場合、過料の制裁を課すことができます）をしてもらうことができますので利用しましょう。それでも支払いがない場合は、相手方の給与などに対して強制執行をすることになります。強制執行をするには、改めて強制執行の申立てを裁判所に行います。

一度調停などで決まった婚姻費用の金額について、義務者の収入が減るなど事情の変更が生じたときは、勝手に減額したり、支払いをやめたりせず、改めて話し合うか、婚姻費用分担調停の申立てをして、金額の変更の合意をしておきましょう。収入が減ったからといって勝手に履行しなかったりすると、強制執行を申し立てられる理由になります。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業。
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件
および刑事事件を取り扱う。
趣味は読書、旅行。